

---

## 資料編

---

- 1 条例等
  - ・小美玉市環境基本条例
  - ・小美玉市環境基本計画策定委員会設置要綱
- 2 小美玉市環境基本計画策定の経過
- 3 小美玉市環境審議会委員名簿
- 4 小美玉市環境基本計画策定委員会委員名簿
- 5 諮問・答申
- 6 環境に対する市民・事業者の意識調査結果
- 7 用語解説

## 資料1 条例等

### ・小美玉市環境基本条例

令和元年9月25日  
条例第35号

小美玉市環境基本条例(平成18年小美玉市条例第119号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、市民、事業者及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って発生する相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害があることをいう。

(3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少、森林の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(4) 特定施設 工場又は事業場に設置されている施設のうち公害を発生するおそれのあるもので、規則で定めるものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、次に掲げる事項を基本理念として行われな

ればならない。

- (1) 現在及び将来の市民が環境からの健全で豊かな恵みを十分に受け取り、健康で文化的な生活を営むことができるよう適切に行われなければならない。
- (2) 人と自然とが共生することができる恵み豊かな環境を確保するために、森林、農地、水辺等における多様な自然環境を有効に活用しつつ保全し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を構築しなければならない。
- (3) 豊かな自然、歴史的文化等を保全するとともに、新たな地域環境を創造しつつ、これらを将来の市民に継承していかななければならない。
- (4) 市、事業者、市民及び滞在者が自らの活動と環境とのかかわりを認識し、公平な役割分担と責務の自覚の下、協働して積極的に行われなければならない。
- (5) 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題でもあることから、事業活動や日常生活が地球の環境に及ぼす影響を十分認識し、国際的な協調の下、地球環境の保全に資する行動により、積極的に推進されなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、公害を防止し、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。この場合において、事業者は、次に掲げる事項に配慮するものとする。

- (1) 環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工、販売その他の事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、適正な処理が行われるようにすること。
- (2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減が図られるようにすること。
- (3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において生ずる生活排水及び廃棄物の排出、騒音の発生、自動車の使用等による環境への負荷の低減に努めるとともに、自然環境を適正に保全し、良好な環境の創造に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、自ら積極的に環境の保全及び創造に努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

(滞在者の責務)

第7条 旅行者その他の滞在者は、基本理念にのっとり、その滞在に伴うごみの排出等による環境への負荷の低減、自然その他の環境保全に努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

(施策の基本方針)

第8条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 人の健康が保護され、生活環境及び自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて適正に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが確保されるとともに、地域の緑化の推進、地域の特性を生かした景観の形成及び歴史的文化的環境の保全が図られること。
- (4) 廃棄物の減量並びに資源及びエネルギーの有効かつ適正な利用により物質の循環が図られること。
- (5) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全を図ること。
- (6) 環境の保全に関する教育及び広報活動の推進により環境に対する意識

の高揚が図られること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、環境保全及び創造に資する施策が推進されること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ小美玉市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定及び実施に当たっての配慮等)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施に際しては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全及び創造への配慮をしなければならない。

2 市長は、環境の保全及び創造に関する市の施策を推進するため、庁内に総合的な調整を図るための体制の整備をしなければならない。

(環境の保全及び創造に資する施設の整備その他の事業の推進)

第11条 市は、下水道、廃棄物等の公共的な処理施設、環境への負荷の低減又は市民の安全に資する交通施設、高齢者等に配慮した公共的施設、公園その他環境の保全上の支障の防止又は快適な環境の創造に資する公共的施設の整備その他の環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、都市の緑化、良好な景観の形成その他の快適な環境の創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、森林、農地、水辺等の自然環境の適正な保全を図るとともに、市民が自然と触れ合える場の創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 市は、文化財その他の歴史的遺産の保存、文化的施設の活用等による文化的な環境の創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造のための規制措置)

第 12 条 市は、環境の保全及び創造を図るため必要と認められる場合で、次に掲げる行為については、規制その他の必要な措置を講ずるものとする。

(1) 公害の原因となる行為その他の生活環境の保全に支障を来すおそれのある行為

(2) 自然環境の適正な保全に支障を来すおそれのある行為

(3) 快適な環境を創造するために支障を来すおそれのある行為

(4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に支障を来すおそれのある行為

(環境影響評価の推進)

第 13 条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施及び監視体制等の整備)

第 14 条 市は、環境の状況を的確に把握し、環境の保全及び創造に関する施策の策定のために、必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を的確に把握し、環境の保全及び創造に関する施策の実施のために、必要な測定、監視等の体制の整備を図るものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第 15 条 市は、環境への負荷の低減に資するため、廃棄物の発生の抑制及び減量化、資源の循環的な利用、資源の再生利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減に資するため、エネルギーの効率的利用及び環境への負荷の少ないエネルギーの利用が促進されるよう必要な措置を講ずる

ものとする。

(環境に配慮した活動等の普及)

第 16 条 市は、事業者及び市民による再生資源その他の環境への負荷の少ない原材料、製品、役務等の利用の普及に努めるものとする。

2 市は、事業者、市民及びこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体」という。)による水質の汚濁防止に係る活動、再生資源に係る回収活動、緑化活動、自動車の使用における環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に配慮した活動の普及に努めるものとする。

(事業者の環境管理等の促進)

第 17 条 市は、事業者がその事業活動に伴う環境への負荷の低減について効果的に取り組めるように、事業者が自ら行う環境管理(環境の保全及び創造に関する方針の策定、目標の設定、計画の作成、体制の整備等をいう。)及びこれに関する監査等が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(経済的な措置等)

第 18 条 市は、事業者、市民及び民間団体の環境への負荷の低減を図るための活動、施設の整備等に必要な助成その他の支援の措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷を生じさせる活動を行う事業者又は市民に対して、環境への負荷を低減するため必要があると認めるときは、経済的負担を求めることができる。

(環境教育、環境学習等の推進)

第 19 条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興、人材の育成及び確保並びに広報活動の充実により、事業者及び市民の環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに事業者、市民又は民間団体の自発的な環境の保全及び創造に係る活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 20 条 市は、前条に規定する環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに事業者、市民又は民間団体が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況、環境の保全及び創造活動の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報を、個人及び法人の権利利益に配慮しつつ、体系的に整備し、適切に提供するよう努めるものとする。

(市民の意見の反映)

第 21 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情の処理)

第 22 条 市は、公害その他の環境の保全への支障に係る苦情の円滑な処理を図るよう努めるものとする。

(事業者、市民等との連携及び協力)

第 23 条 市は、事業者、市民、民間団体等との連携及び協力により、環境の保全及び創造に関する施策の効果的な推進に必要な措置を講ずるものとする。

(国等との連携及び協力)

第 24 条 市は、大気、水質等の保全対策その他の広域的な対策を必要とする施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体との積極的な連携及び協力を図るものとする。

(霞ヶ浦及び流域河川環境の修復、保全及び創造のための施策の推進)

第 25 条 市は、霞ヶ浦及び流域河川環境の修復、保全及び創造に資するため、安全な水資源の確保に必要な窒素、りん等の削減による水質の汚濁の防止、自然環境の修復及び保全、良好な景観の保全及び形成並びに水辺等の自然と触れ合える拠点の整備等の施策の推進を図るものとする。

2 市は、前項に規定する施策の推進に資するため、霞ヶ浦及び流域河川環境の修復、保全及び創造に関する調査研究、情報の交換、人材の交流等の体制の整備を図るものとする。

3 市は、前 2 項に規定する施策の推進等に当たっては、国及び他の地方公共団体並びに事業者、市民、民間団体、研究者等との連携を図るものとする。

(地球環境保全のための施策の推進)

第 26 条 市は、国、他の地方公共団体、事業者、市民、民間団体等と連携し、地球環境保全に関する国際協力に資する施策の推進に努めるものとする。

(防止協定)

第 27 条 市長は、必要があると認めるときは、事業者と公害の防止に関する協定を締結するものとする。

(事故届等)

第 28 条 事業者は、事故により公害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、速やかにその措置に関する改善計画書



を市長に提出しなければならない。

- 3 前項の規定による改善計画書を提出した者が、当該計画に基づく措置を完了したときは、市長に届け出なければならない。

(特定施設設置等の届出)

第 29 条 特定施設を設置しようとする者は、当該施設を設置しようとする日前 60 日までに次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。その届出に係る事項を変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地)
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 事業の内容
- (4) 特定施設の種類と数
- (5) 特定施設の形式、能力及び構造並びに使用の方法
- (6) 公害防止の方法
- (7) その他市長が必要と認める事項

- 2 市長は、前項の規定による届出があった場合、公害を防止するために必要な条件を付することができる。

(特定建設作業の実施の届出)

第 30 条 特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の 7 日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により、特定建設作業を緊急に行う必要があると市長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 建設工事に係る施設又は工作物の種類
- (3) 特定建設作業の場所及び実施の期間
- (4) 騒音防止の方法
- (5) その他規則で定める事項

- 2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、速やかに同項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(経過措置)

第 31 条 一の施設が特定施設となった際、現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、当該施設が特定施設となった日から 30 日以内に第 29 条第 1 項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。  
(規制基準)

第 32 条 市長は、公害を防止するため、特定施設に係る規制基準を規則で定めるものとする。

2 事業者は、前項の規定による規制基準を遵守しなければならない。  
(改善勧告)

第 33 条 市長は、特定施設から公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、当該特定施設を設置している者に対し、期限を定めて公害を防止するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 前項の規定による勧告を受けた者は、速やかに公害を防止するために必要な措置を講じなければならない。  
(改善命令)

第 34 条 市長は、前条第 1 項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に係る措置をとらないときは、その者に対し、期限を定めて当該措置をとるべきことを命ずるとともに、当該施設の使用の一時停止を命ずることができる。  
(措置の届出)

第 35 条 第 33 条第 1 項の規定による改善勧告又は前条の規定による改善命令を受けた者が、当該勧告又は命令に係る措置をとったときは、速やかに市長に届け出てその確認を受けなければならない。  
(報告及び立入検査)

第 36 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係者に対し報告を求め、又は職員を必要な場所に立ち入らせ検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときはこれを提示しなければならない。

3 関係者は、第 1 項の規定による報告若しくは検査を拒み、又は忌避してはならない。  
(援助)

第 37 条 市長は、事業者が行う公害を防止するための施設の設置又は改善につき、必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

(環境審議会の設置)

第 38 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、小美玉市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 39 条 審議会は、次に掲げる事項に関し、市長の諮問に応じて調査審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 第 2 条第 1 項第 4 号に規定する特定施設を定めるとき。
- (3) 第 32 条第 1 項に規定する規制基準を定めるとき。
- (4) 第 33 条に規定する改善勧告及び第 34 条に規定する改善命令を行おうとするとき。
- (5) この条例の規定に基づく処分についての審査請求に対する裁決をするとき。
- (6) その他環境の保全及び創造に関する基本的事項

(組織等)

第 40 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者又は当該団体から推薦を受けた者
- (3) 公募による者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 41 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 42 条 審議会は、必要に応じ、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

ただし、委員の委嘱後最初に開かれる審議会又は会長及び副会長がともに欠

けたときの審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第 43 条 審議会は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

(委員以外の者の出席等)

第 44 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 45 条 審議会の庶務は、市民生活部環境課において処理する。

(委任)

第 46 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第 47 条 第 34 条の規定による改善命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、2万円以下の罰金に処する。

(1) 第 29 条から第 31 条までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第 36 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(両罰規定)

第 48 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

(小美玉市公害対策審議会条例の廃止)

2 小美玉市公害対策審議会条例(平成 18 年小美玉市条例第 120 号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、改正前の小美玉市環境基本条例(以下「旧条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお旧条例の例による。

(小美玉市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

5 小美玉市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 18 年小美玉市条例第 40 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

## ・小美玉市環境基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 環境の保全と創造に係る総合的な計画を策定するため、小美玉市環境基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。

- (1) 知識経験者
- (2) 市民団体の代表者
- (3) 事業者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事務が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、最初の会議については、市長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するため、事務局を市民生活部環境課内に置く。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

## 資料2 小美玉市環境基本計画策定の経過

日付	会議名等	内容
R2.2～7		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民・中学生・事業者を対象とした環境意識調査（アンケート）の実施</li> </ul>
7.20	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の策定について</li> <li>・計画策定のスケジュールについて</li> <li>・計画策定に伴う調査事項について</li> </ul>
8.6	環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小美玉市環境基本計画の諮問</li> <li>・小美玉市環境基本計画の策定について</li> <li>・策定経過の報告について</li> </ul>
8.26	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境課題のまとめについて</li> <li>・環境将来像・計画の基本目標・施策の方向性について</li> </ul>
9.28	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境課題のまとめについて</li> <li>・第3章 計画の目標と施策体系</li> <li>・第4章 環境施策と私たちの取組</li> <li>・第5章 リーディングプロジェクトについて</li> </ul>
11.13	第4回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境課題のまとめについて</li> <li>・第5章 リーディングプロジェクトについて</li> <li>・第6章 計画の推進体制及び進行管理について</li> </ul>
11.30	環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・策定経過の報告について</li> <li>・素案の審議</li> </ul>
12.18～ R3.1.18		<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画（案）の公表及び意見募集</li> </ul>
2.1	環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画（案）に寄せられた意見について</li> <li>・意見に対する回答について</li> <li>・小美玉市環境基本計画の答申</li> </ul>

### 資料 3 小美玉市環境審議会委員名簿

自 令和2年8月6日  
 至 令和4年8月5日  
 (敬称略)

役職	氏名	所属及び役職名
会長	羽鳥 敏政	小美玉市まちづくり組織連絡会会長
副会長	藤田 泰正	小美玉市区長会副会長
委員	磯前 慎一郎	茨城県地球温暖化防止活動推進員
//	前野 恵美子	小美玉ネット会長
//	大曾根 光江	おみたまハーモニー連絡会副会長
//	村田 春樹	小美玉市議会総務常任委員会委員長
//	戸田 見良	小美玉市議会総務常任委員会副委員長
//	似内 向	小美玉市企業連絡協議会会長
//	森藤 哲男	小美玉市企業連絡協議会副会長
//	野村 武勝	小美玉市商工会会長
//	富田 修一	新ひたち野農業協同組合代表理事組合長
//	百地 榮子	公募
//	関澤 喜昭	公募
//	増田 武義	公募



## 資料 4 小美玉市環境基本計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

グループ名	役職	氏名	所属
自然環境 グループ	委員長	安 昌美	茨城県環境アドバイザー
	委員	小菅 次男	茨城県環境アドバイザー
	//	櫻井 浩	小美玉生物の会
地球環境 グループ	副委員長	福島 ヤヨヒ	小美玉市家庭排水浄化推進協議会
	委員	本田 浩一	茨城県地球温暖化防止活動推進員
	//	伊藤 三男	㈱森久
生活環境 グループ	//	松尾 掌	いばらきコープ生活協同組合
	//	川島 省二	茨城県環境アドバイザー
	//	福井 正人	茨城県環境アドバイザー

## 資料 5 諮問・答申

(諮問)

小美玉環境第 214 号  
令和 2 年 8 月 6 日

小美玉市環境審議会  
会長 羽鳥 敏政 様

小美玉市長 島田 穰一

小美玉市環境基本計画の策定について (諮問)

小美玉市環境基本計画を策定するにあたり、小美玉市環境基本条例第 39 条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

### 記

#### 諮問理由

本市では、令和元年 9 月 25 日改正の小美玉市環境基本条例に基づき、今後の環境政策のあり方や目指すべき方向を定め、着実な事業推進を図るため、環境基本計画の策定が必要であると考えています。

については、環境基本計画の策定にあたり、貴審議会の意見を求めるものであります。

(答申)

令和 3 年 2 月 1 日

小美玉市長 島田 穰一 様

小美玉市環境審議会  
会長 羽鳥 敏政

小美玉市環境基本計画の策定について (答申)

令和 2 年 8 月 6 日付け小美玉環境第 2 1 4 号で諮問のありました小美玉市環境基本計画案の策定について、当審議会において慎重なる審議をした結果、小美玉市環境基本計画案については適切であると認めましたので答申します。

なお、貴職におかれましては、下記に留意して本計画を推進されるよう期待します。

記

- 1 環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、庁内関係部課局の連携・協力を図り、効率的・効果的な事業の実施に努めてください。
- 2 本計画の推進にあたっては、市民、市民団体、事業者に対し十分な説明を行うとともに、意見を取り入れる機会の充実に努めてください。
- 3 本計画の内容にとらわれず、新たに生ずる課題には柔軟に対応してくださるよう要望します。

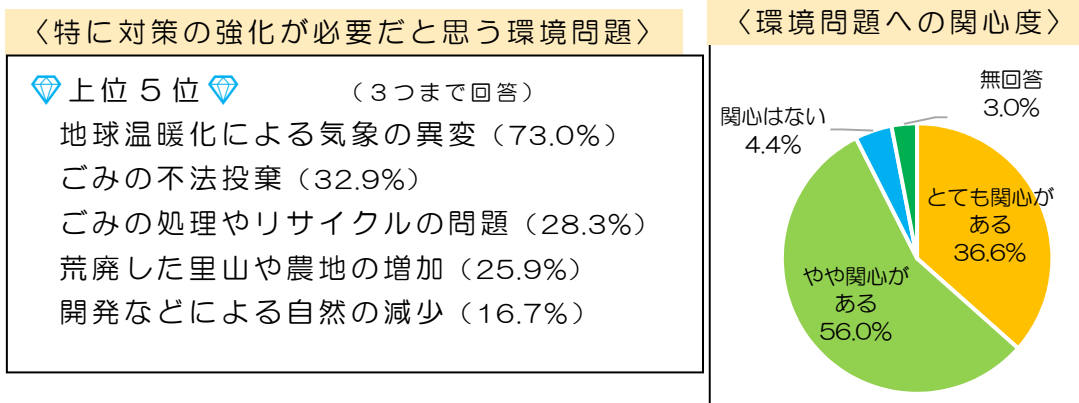
## 資料6 環境に対する市民・事業者の意識調査結果

計画の策定にあたり、市民（成人・中学生）、事業者の方々のご協力の下、アンケートによる環境意識調査を実施しました。目的は、本市の環境が抱える課題を見いだすとともに、ご意見・ご要望をできる限り計画に反映するためです。ここでは、環境の課題になる結果のほか、市民の方々から寄せられた、未来につなげたい本市の環境の魅力についても示します。

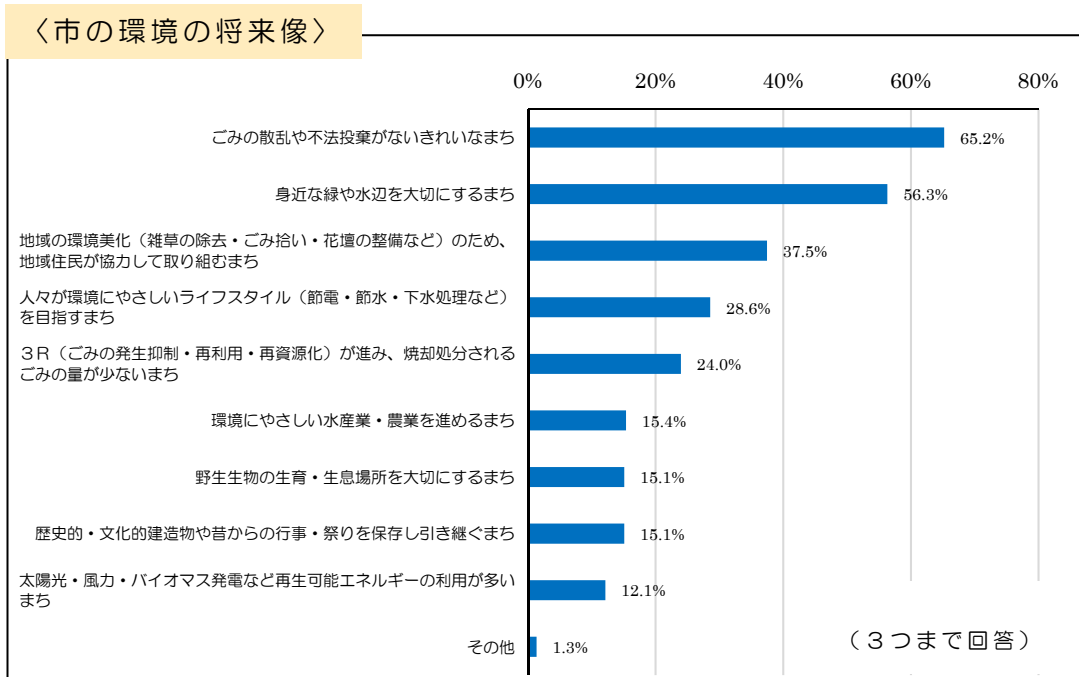
### 6-1 市民の環境意識

- ◎対象者：市内に居住する20歳以上の男女1,500人
- ◎回収率：24.7%
- ◎実施期間：令和2年2月～令和2年3月

#### (1) 環境・環境問題への関心



#### (2) 環境の課題と対策

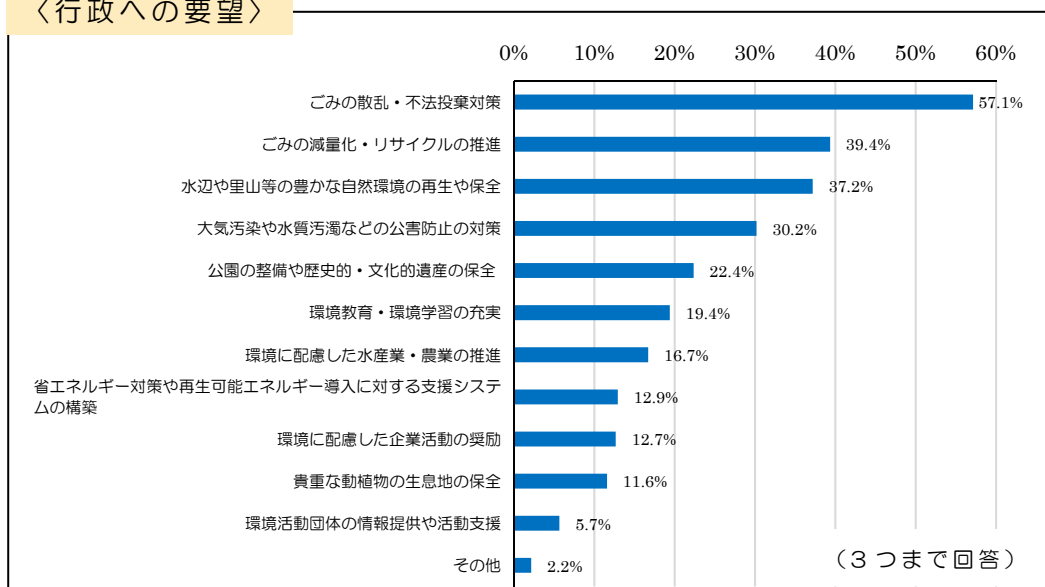


〈市の環境で守っていききたいところ・そのための行動〉

◆市民が守っていききたいと思っている小美玉市の環境に関する場所や風景、活動などの上位

小美玉市の環境で守っていききたいと思うところ	守っていくために私たちができること
霞ヶ浦	水質を良くすることで悪臭などをなくすこと ごみ捨てや不法投棄に対する対策 クリーン作戦に参加して積極的に取り組む
池花池他	湖岸の清掃、ごみの不法投棄、農薬の使用をできるだけ控えること 護岸に自然石を使用した整備をする 食器類はなるべく汚れを拭き取ってから洗うこと
森林	現在の森林(面積)を守りたい 美化活動を行う むやみに伐採しない、新しい木を育てる
自然・風景	自然のままの状態を維持できよう環境を守って行くこと 環境保全、ごみの分別とリサイクル ごみの不法投棄をなくす。(抑制・監視)
希望ヶ丘公園	ごみのポイ捨てをなくすこと 来たときよりもきれいにして帰ること
美化活動	個々の人が花木や草花に関心を持つこと 各地区の花壇の整備 積極的に活動に参加する
コスモス畑	ごみのポイ捨てはしないこと

〈行政への要望〉



### (3) 環境保全への参加意識

#### 〈環境問題への取組の実施状況〉

#### ◆特に積極的に行われている取組（いつも行っている）

取組率が高い項目は、手軽にできる身近な取り組みで、かつ個人的に実施できるものが多く、個々の環境保全への意識は高いと言えます。

	取組の内容	(%)
1	可燃ごみと資源物を分別して出している	84.4
2	調理くずや残り油を排水口から流さないようにしている	75.2
3	買い物の際は、買い物かごや、買い物袋を持参している(マイバッグの持参)	74.9
4	冷暖房の設定温度のこまめな調節や、テレビや照明をつけっぱなしにしないなど、節電を心がけている	65.8
5	詰め替え商品や再使用、再生利用しやすい商品を優先して購入している	59.6
6	車を利用する場合はアイドリングストップ※など省エネ運転をしている	52.0
7	庭に樹木を植えるなど、緑化に努めている	50.1

※「いつも行っている」と回答した市民が50%以上の取組

#### ◆今後期待できる取組（行っていないが、今後は行いたい）

環境にやさしい車の選択に積極的な姿勢がみられるほか、雨水や米のとぎ汁の有効利用、緑のカーテン作りなど日常生活の中で環境を意識した取り組みにも期待できます。

また、環境保全団体に所属しての活動にも積極性が伺えることから、支援体制を充実させることで取り組みの促進が期待できます。

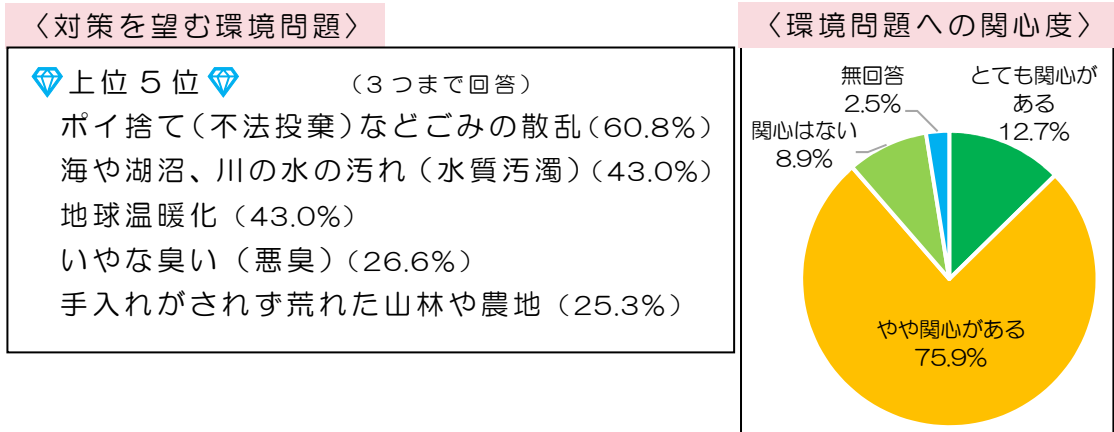
	取組の内容	(%)
1	車の購入にあたっては、ハイブリッドカーなど環境にやさしい車の選択	41.0
2	エコマークのついた商品の購入	38.5
3	環境保全団体に所属しての活動	37.5
4	雨水を溜めて花壇への散水等に有効利用	34.2
5	緑のカーテン作り	31.0

※「行っていないが、今後は行いたい」と回答した市民が30%以上の取組

## 6-2 子どもたちの環境意識

- ◎対象者：市内の中学校に通う2年生 200人
- ◎回収率：39.5%
- ◎実施期間：令和2年6月

### (1) 環境・環境問題への関心



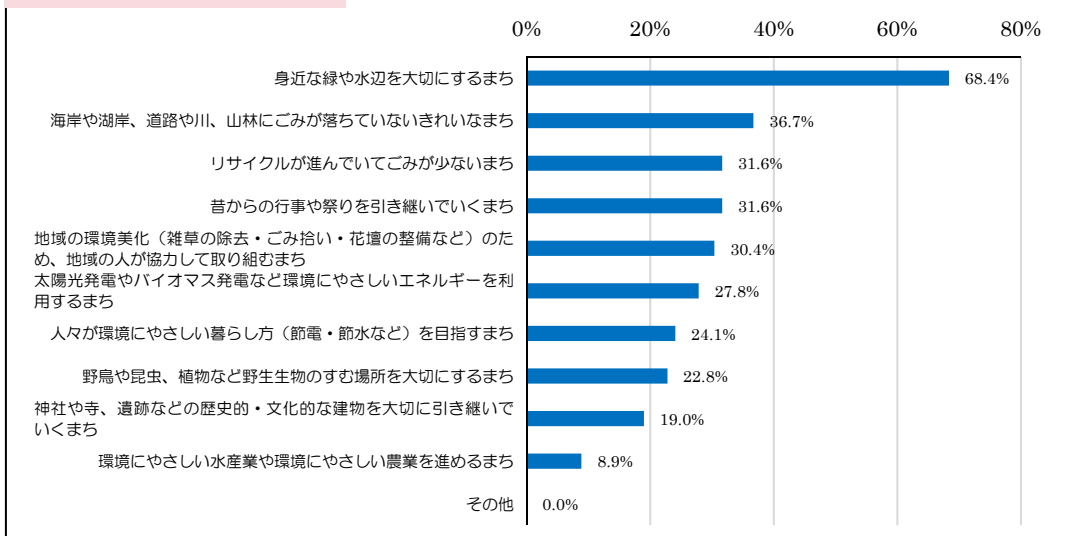
### (2) 環境の課題と対策

#### 〈市の環境で守っていきたいところ・そのための行動〉

◆子どもたちが守っていきたいと思っている小美玉市の環境に関する場所や風景、活動などの上位

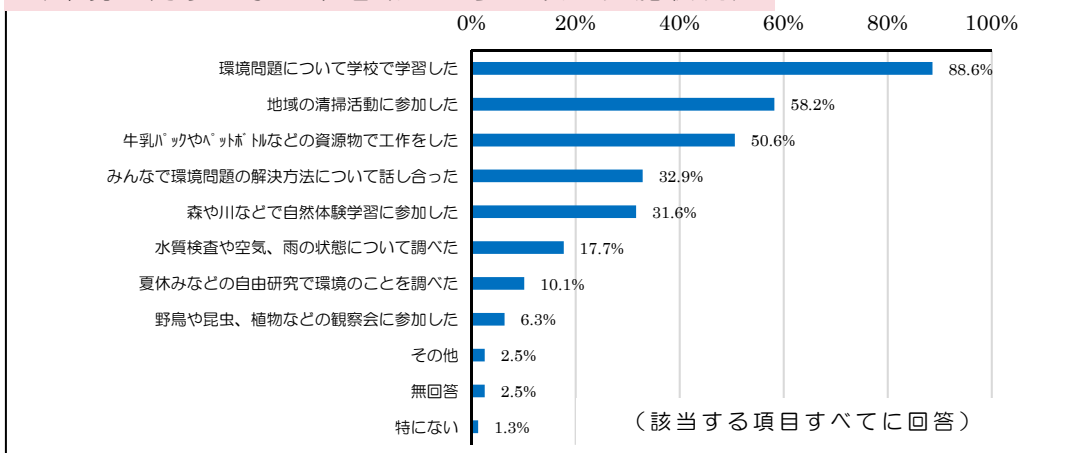
守っていきたいところ	理由	守っていくために私たちができること
霞ヶ浦	<ul style="list-style-type: none"> <li>• きれいだから</li> <li>• 夕日が映る時間や景色がきれいだから</li> <li>• 多くの生物がいるから</li> <li>• 落ち着くから</li> <li>• 身近だから元気が出るから</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 川をきれいにする</li> <li>• 霞ヶ浦や川を汚さないようにすること</li> <li>• 湖周りの掃除や湖の水をきれいにする</li> <li>• ごみを捨てない、ごみ拾いをする、ポイ捨てをしない</li> <li>• 自然をこわさない</li> </ul>
森林・緑が多い	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 心が落ち着くから</li> <li>• きれいだから</li> <li>• やすらく、癒やされる</li> <li>• 自然界に包み込まれるような雰囲気落ち着くから</li> <li>• 空気がきれいになるし、緑は目に良いから</li> <li>• 動物や昆虫がいるから</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 生き物を大切にす</li> <li>• こまめに手入れする</li> <li>• 必要以上の森林伐採をしない</li> <li>• ポイ捨てなどを禁止し、外見をきれいにする</li> </ul>
希望ヶ丘公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>• きれいなグラウンドだから</li> <li>• 緑がきれいだから</li> <li>• バーベキューができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ごみをきちんと持ち帰り、ごみを増やさない</li> </ul>

### 〈市の環境の将来像〉

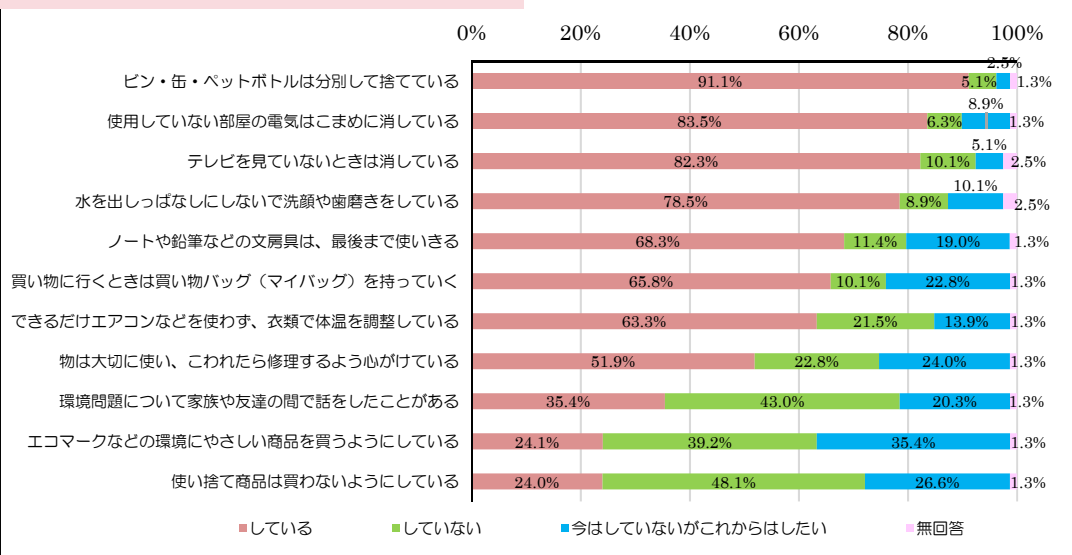


### (3) 環境保全への参加意識

#### 〈環境に関する学習や活動への参加及び実施状況〉



#### 〈環境問題への取組の実施状況〉





## 6-3 事業者の環境意識

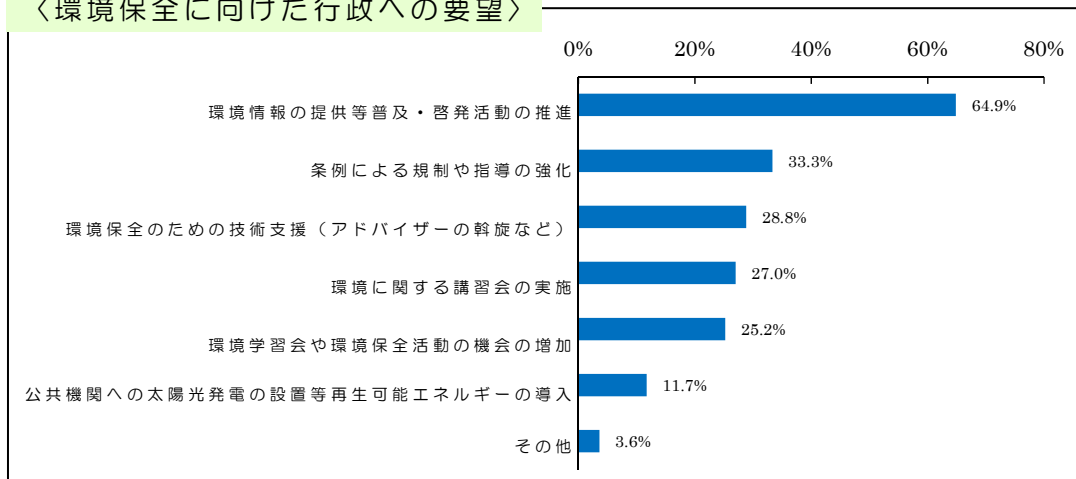
- ◎対象者：市内の事業者 200 人
- ◎回収率：55.5%
- ◎実施期間：令和 2 年 2 月～令和 2 年 3 月

### 〈 回答があった事業者の情報 〉

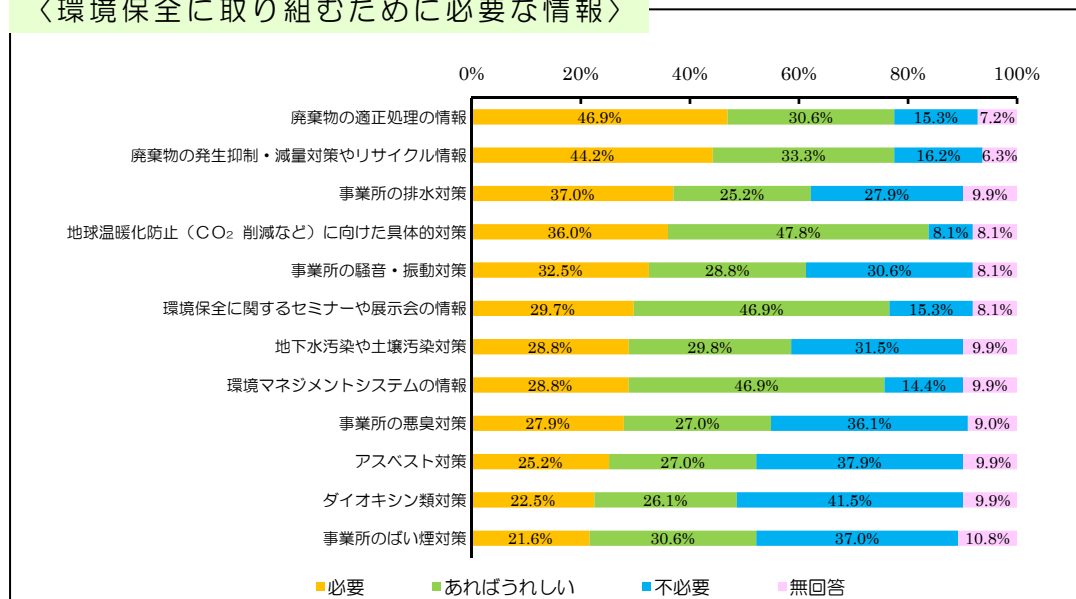
回答者の業種は、建設業が 30.6%、その他製造業が 18.5%次いで小売業が 16.7%、その他サービス業 11.1%、水産加工業・食料品製造業 8.3%、運輸・通信業が 6.5%、その他漁業・農業、卸売業などに分類されました。従業員が 9 人以下の事業者が約 50%を占め、30 人以上の事業者が 35%であった。また、「環境関連の担当部署の設置」をしている事業所が 12%であり、「担当部署はないが担当者を設置している」と回答した事業所は 31%となりました。

### (1) 環境の課題と対策

#### 〈環境保全に向けた行政への要望〉

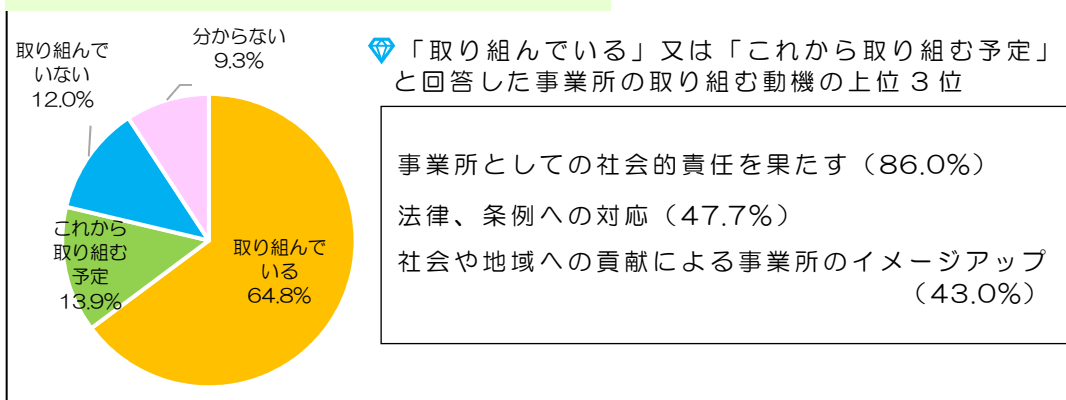


#### 〈環境保全に取り組むために必要な情報〉



(2) 環境保全への参加意識

〈環境問題への取組の有無とその動機〉



〈環境保全への取組の実施状況〉

実施率が高い取組（50%以上）		（%）
1	廃棄物等の適正分別及び適正処理	91.0
2	照明や冷暖房、OA 機器などの節電	83.8
3	産業廃棄物の減量化（発生抑制、リサイクル）	77.5
4	公共下水道への接続や浄化槽の利用	73.9
5	事業所で使用する水道水や地下水の節約（節水）	64.9
6	製品又は包装の回収リサイクル（家電、空き缶、空きビン、トレイなど）	63.1
7	省エネ機器の導入	54.1
今後実施が期待できる取組（40%以上）		（%）
1	従業員等に対する環境教育	45.0
2	地域環境保全活動への支援・参加（清掃・緑化・リサイクル等）	44.1
3	マイカー通勤の自粛や低公害車導入、アイドリングストップ等車両使用時の環境負荷低減	44.1
4	エコマーク商品など、環境に配慮した物品の購入	43.2

## 資料7 用語解説

### 【あ行】

#### アイドリングストップ

自動車を停止させたまま、エンジンを回転させたままにすることをアイドリングといい、不必要なアイドリングを抑えることで地球温暖化の原因となる二酸化炭素の発生を抑制できる。

#### アスベスト（石綿）

石綿（イシワタ又はセキメン）ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物。主成分は珪酸マグネシウム塩。アスベストは柔らかく、耐熱・対摩耗性に優れているため、ボイラー暖房の被覆、自動車のブレーキ、建築材など広く利用されていた。しかし、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因となることが明らかになり、WHO（世界保健機構）ではアスベストを発ガン物質と断定。日本でも、大気汚染防止法（1968年）により、1989年に「特定粉じん」に指定され、使用制限又は禁止されるようになった。

#### 硫黄酸化物

硫黄の酸化物の総称。一酸化硫黄（SO）、二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）、三酸化硫黄（SO<sub>3</sub>）などが含まれる。化学式からSO<sub>x</sub>（ソックス）と略称される。石油や石炭など硫黄分が含まれる化石燃料を燃焼させることにより発生する。大気汚染や酸性雨などの原因の一つとなる有毒物質。また、自然界においても火山ガスなどに含まれている。

#### 茨城県レッドデータブック

茨城県において希少な野生生物の保護をはじめとする施策を推進するため、県内に生息・生育する希少な野生生物の現状を明らかにすることを目的として作成した本、『茨城における絶滅のおそれのある野生生物』の通称。植物編と動物編がある。

＜カテゴリー定義及びその基本概念＞	
絶滅危惧ⅠA類	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
絶滅危惧Ⅱ類	絶滅の危険が増大している種。現在の状態をもたらし続けた圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧ⅠB類」のランクに移行することが確実と考えられるもの
準絶滅危惧	存続基盤が脆弱な種。現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの

（茨城県 HP より）

#### 栄養塩

生物が普通の生活をするために必要な塩類のこと。

### エコカー（クリーンエネルギー自動車、低公害車）

エコロジーカーの略で、大気汚染物質（窒素酸化物や一酸化炭素、二酸化炭素など）の排出が少なく、環境への負荷が少ない自動車（低公害車ともいう）。ハイブリッドカー、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、燃料電池自動車などがある。

### エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を市民や観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。観光客に地域の資源を伝えることによって、地域の住民も自分たちの資源の価値を再認識し、地域の観光のオリジナリティが高まり、活性化させるだけでなく、地域のこのような一連の取り組みによって地域社会そのものが活性化されていくと考えられている。

### エコドライブ

（一財）省エネルギーセンター等が推奨する省燃費運転の総称。アイドリングストップやふんわりアクセル e-スタートを実践することで、10～20%の燃料消費を抑えることができる。

### エコマーク

「私たちの手で地球を守ろう」という気持ちを表した環境保全に役立つと認められている商品につけられるシンボルマーク。（公財）日本環境協会が認定を行っている。再生プラスチックを利用した日用品や文具、ペットボトル再生繊維を用いた衣類などがあげられる。

### SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標と、その下にさらに細分化された169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないこと（leave no one behind）を誓っているのが特徴。

### オゾン層

オゾンを高濃度を含んでいる地表から20～25kmの下部成層圏にある層。紫外線波長領域の中で生物にとって有害な波長領域を吸収する働きをしている。近年、大気中に放出されたフロンなどによって、下部成層圏で波長200～220nm（nm：ナノメートルは10億分の1メートル）の太陽紫外線を受けて分解し、生成した塩素酸化物（ClO<sub>x</sub>）がオゾン層と反応してオゾンを減少させている。特に南極上空のオゾンの濃度が希薄化し、いわゆるオゾンホールが出現している。

### 温室効果ガス

太陽光線は、大気を通過して、まず地表を暖める。熱を吸収した地表からは赤外線が大気中に放射される。大気中の二酸化炭素やメタンなどの気体が地球から放射される赤外線の一部を吸収し、地球を温室のように暖めている現象を温室効果といい、温室効果をもたらす気体のことを温室効果ガスという。京都議定書では、二酸

化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六フッ化硫黄（SF<sub>6</sub>）の6種類が温室効果ガスとして削減対象となっている。

## 【か行】

### 外来種

導入（意図的・非意図的を問わず人為的に、過去あるいは現在の自然分布域外へ移動させること。導入の時期は問わない。）により、その自然分布域（その生物が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域）の外に生育又は生息する生物種（分類学的に異なる集団とされる、亜種、変種を含む）。外来生物法では、生態系等への被害を及ぼすおそれのある外来生物を「特定外来生物」として指定し、輸入や飼育、販売、遺棄を規制し、防除することを定めている。

### 合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を戸別にまとめて処理する浄化槽。従来のし尿のみを処理する単独浄化槽に比べて、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果がある。

### 環境基準

環境基本法第16条第1項の規定に基づき「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として政府が定める環境保全行政上の目標をいう。現在、大気汚染、水質汚濁、騒音、土壌の汚染、地下水及びダイオキシン類に係る環境基準について定められている。

### 環境ホルモン

外因性内分泌かく乱化学物質のことで、化学物質のうち、体内に取り込まれるとホルモンに似た作用やホルモンの働きを阻害する作用をし、その生物あるいはその子孫の生殖機能に深刻な障害を与えるおそれのある物質をいう。

### COOL CHOICE

パリ協定を踏まえ、我が国は、2030年度に温室効果ガスの排出を2013年度比で26%削減する目標を掲げています。この目標達成のためには、家庭・業務部門においては約4割という大幅削減が必要であり、政府は、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」を推進している。

### 空間放射線量

ある時間内に空気中を通過する放射線の量をいう。平常時や緊急時の環境モニタリングにおける重要な測定項目のひとつである。

### クリーンエネルギー自動車（→エコカー参照）

### **グリーンカーテン（緑のカーテン）**

夏季の強い日差しによる住宅などの室温の上昇を抑制するために、ゴーヤや朝顔などのツル植物で窓を覆うように栽培することからこう呼ばれる。室温の上昇を抑えることにより、冷房器具の使用を控えるなど、省エネ効果が期待される温暖化対策の一つになっている。

### **光化学オキシダント・光化学スモッグ**

大気中の窒素酸化物・炭化水素等が太陽の紫外線によって光化学反応を起こし、その結果生成されるオゾンを中心とする過酸化物の総称。このオキシダントが原因でおこる光化学スモッグは、日差しの強い夏季に多く発生し、人の目やのどを刺激することがある。

### **小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）**

デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための法律で、2013年4月に施行された。この法律では、「家電リサイクル法」で指定されたテレビ、エアコンなど4品目に含まれなかった携帯電話やパソコンなどをはじめ、リモコンや電動歯ブラシなど幅広い製品が含まれる。小型家電の回収は、市町村、あるいは、国の認可を得て「認定マーク」を掲示している事業者によって行われる。家電リサイクル法における引き取り代金のような、消費者側にかかる費用負担は、小型家電リサイクル法では原則的に発生しない。

## **【さ行】**

### **サイクルスタンド**

ロードバイク等スタンドのない自転車を駐輪するためのサイクルラックが設置しており、サイクリングを楽しむ方の休憩所として利用されている。

### **再生可能エネルギー**

化石燃料や原子力などと異なり、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力、風力、地熱などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーがある。化石燃料や原子力エネルギーの利用は、大気汚染物質や温室効果ガスの排出、また廃棄物の処理等の点で環境への負荷が大きいことから、再生可能エネルギーが注目されているが、一方で、エネルギー密度が低く、コスト高や不安定性、また現在の生活様式を継続する中でエネルギー需要をまかないきれものではないなどの欠点もある。

### **里山**

自然林に対し、人為的につくられ維持されてきた林をさす言葉。雑木林なども含めて、人里や集落周辺の森林を呼ぶ。里山は、我が国の原風景、身近な自然環境として見直されており、保全や整備される動きが活発になっている。

## COD（化学的酸素要求量）

Chemical Oxygen Demand の略。湖沼や海域の水の汚れ度合いを示す指標で、水中の有機物などの汚染源となる物質を化学的に酸化する過程で消費される酸素量をmg/Lで表したもの。数値が高いほど汚濁が進んでいる。

## 持続可能な社会

持続可能な開発が行われ持続可能性を持った社会のこと。持続可能な開発とは、現代の世代が、将来の世代の利益や要求を充足する能力を損なわない範囲内で環境を利用し、要求を満たしていこうとする理念。

## 食品ロス

本来食べられるのに捨てられてしまう食品をいう。食べ物を捨てることはもったいないことで、環境にも悪い影響を与えてしまう。

## 浄化槽

水洗式便所と連結してし尿（糞及び尿）及び雑排水（生活に伴い発生する汚水（生活排水））を処理し、公共下水道以外に放流するための設備又は施設のこと。

## 3R（スリーアール）

「ごみを出さない」、「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」、「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース（Reduce＝ごみの発生抑制）」「リユース（Reuse＝再使用）」「リサイクル（Recycle＝再資源化）」の頭文字を取ってこう呼ばれる。「リフューズ（Refuse＝ごみになる物の拒絶）」を加え4Rと呼ばれることもある。

## 生態系

生物（植物、動物、微生物）とこれらを取り巻く非生物的要素（土壌、水、鉱物、空気など）とが物質循環やエネルギーの流れを通じて相互に作用し、一つの機能的な単位を成している複合体をいう。

## 生物多様性

それぞれの地域の歴史の中で育まれ、進化してきた多種多様な生きものたちが、お互いにかかわり合いながら暮らしている状態を表す言葉。生物多様性には、①種内の多様性（遺伝子の多様性）、②種間の多様性、③生態系の多様性の3つがある。生物多様性は、自然生態系がバランスを維持するために必要不可欠であるため、持続可能な発展のためにも、生物多様性への配慮は欠かせない。

## ゼロカーボンシティ

「2050年に温室効果ガスの排出量又は二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表された地方自治体」を指す。

## 【た行】

### ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称であり、ごみの焼却等により非意図的に発生する猛毒物質のこと。

### 地域循環共生圏

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。

### 地球温暖化

19世紀以降、化石燃料を大量に消費し、大気中の二酸化炭素などの人為的な温室効果ガス排出量が増加したため、地球の平均気温が上昇する現象のこと。地球温暖化による海面上昇や、気候変動に伴って生じる災害や食糧不足が危惧されている。

### 地産地消

地域生産、地域消費の略語。地域で生産された農林水産物等をその地域で消費することを意味する概念。近年、食品に対する安全・安心志向の高まりや食糧輸送等による環境負荷の軽減の意味合いで用いられている。

### 窒素酸化物

窒素の酸化物の総称であり、一酸化窒素、二酸化窒素、一酸化二窒素、三酸化二窒素、五酸化二窒素などが含まれる。化学式からNO<sub>x</sub>(ノックス)と略称される。大気汚染物質としての窒素酸化物は一酸化窒素、二酸化窒素が主である。工場の煙や自動車排気ガスなどの窒素酸化物の大部分は一酸化窒素であるが、これが大気環境中で紫外線などにより酸素やオゾンなどと反応し二酸化窒素に酸化する。窒素酸化物は、光化学オキシダントの原因物質であり、硫酸酸化物と同様に酸性雨の原因にもなっている。また、一酸化二窒素(亜酸化窒素)は、温室効果ガスのひとつである。

### 天然記念物

動植物や地質鉱物で学術上価値の高いもののうち、国、県、市などが指定したものをいう。

## 【な行】

### 生ごみ処理機等(コンポスト容器・密閉型容器を含む)

生ごみを分解させ、その容量を減少、堆肥化するもの又は消滅させるもの。コンポスト容器は、屋外で土に埋め込み、土の中の微生物を利用し堆肥化する。一方、密閉型容器は、空気のない状態で働く微生物の活動を利用して、生ごみを堆肥化するため、屋内でも使用できる。また、電動式の生ごみ処理機もあり、バイオ式や乾燥式等がある。



## 二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）

気体は炭酸ガスとも呼ばれている。-79℃で固体（ドライアイス）となる。水に溶けると炭酸となり、弱酸性を示す。炭素を含む物質の燃焼、動植物の呼吸や微生物による有機物の分解、火山活動などにより発生する。植物の光合成により酸素に分解される。

南極点で観測が開始された当時（1957年）、大気中の二酸化炭素は約315ppmであったが、現在では約380ppmであり、年々増加している。産業革命以前はおよそ280ppmであった。二酸化炭素の増加が地球温暖化の最大の原因と推定される。

## 燃料電池

水素と空気中の酸素を化学的に反応させて直接電気を発生させる装置のこと。電気を使う場所で発電するため送電によって発生するエネルギーロス（無駄）がなく、また、従来の発電方式では捨てていた、発電の際に発生する熱もお湯として利用できるため、エネルギー効率がよい。同じ量の電気と熱を使う場合、これまでより二酸化炭素の排出が少なくなる。さらに、騒音が少なく有害な排気ガスの発生もないため、環境に配慮した発電装置として注目されている。

## 野焼き

廃棄物を処理することを目的として、処理基準を満たしている焼却施設を用いずに廃棄物を焼却することをいう。ドラム缶や旧式の焼却炉などでの焼却も含まれる。ただし、公益若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が、軽微である廃棄物の焼却は該当しない。野焼きに当たらない焼却の例として、風俗習慣上又は宗教上の行事として行うもの、農業、林業等を営む上でやむを得ないもの（籾殻、稲わら、剪定枝等の焼却など、ただし農業用ビニール等は焼却できない）、たき火、キャンプファイヤー等の軽微なもの、土手等の雑草の焼却、薪ストーブや薪風呂など、廃棄物処理が目的でないものがあげられる。

## 【は行】

### バイオマス

バイオ（生物、生物資源）とマス（量）からなる言葉で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。エネルギーになるバイオマスの種類としては、木材、海草、生ごみ、紙、動物の死骸、ふん尿、プランクトンなど。

### パリ協定

2015年フランスのパリ郊外で開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された気候変動に関する国際条約。2016年11月4日に発効。その内容の第1は協定全体の目的とし、世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して「2℃よりも十分に低く」抑え（2℃目標）、さらに「1.5℃に抑えるための努力を追求すること（1.5℃目標）」としていることである。第2の長期目標として、今世紀後半に、世界全体の人為的温室効果ガス排出量を、人為的な吸収量の範囲に収めるという目標を掲げている。これは人間活動による温室効果ガスの排出量を実質的にゼロにする目標である。さらに、継続的・段階的に国別目標を引

き上げる仕組みとして、5年ごとの見直しを規定している。

## PM2.5

直径  $10\mu\text{m}$  ( $\mu$ : マイクロは 100 万分の 1) 以下の浮遊粒子状物質 (SPM) のうち、直径  $2.5\mu\text{m}$  以下の微小粒子状物質。SPM は大気汚染の原因となるが、PM2.5 は、SPM の中でも特に粒子が小さいため、呼吸器疾患や循環器疾患、肺がんなど人体への影響がより大きいことが指摘されている。

## BOD (生物化学的酸素要求量)

Biochemical Oxygen Demand の略。河川などの水の汚れ度合いを示す指標で、水中の有機物などの汚染源となる物質を微生物によって無機化あるいはガス化するとき消費される酸素量を mg/L で表したものの。数値が高いほど汚濁が進んでいる。

## 浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に気体のように長期間浮遊しているばいじん、粉じん等の微粒子のうち、粒径が  $10\mu\text{m}$  ( $\mu$ : マイクロは 100 万分の 1) 以下のものをいう。

## フロンガス

正式名称は、フルオロカーボン。炭素とフッ素の化合物で、化学的に安定かつ無毒で不燃性であるため、多くの種類が開発され、洗浄剤や冷媒、発泡剤など工業用途に広く使用されてきた。しかし、フロンガスの中には、オゾン層を破壊する性質をもつ種類や温室効果をもつ種類もあるため、生産・輸出入の規制のほか、フロン排出抑制法 (フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律) によりフロン類の回収・処理・管理が進められている。

## 放射性物質

放射能をもつ物質の総称で、ウラン、プルトニウム、トリウムのような核燃料物質、放射性元素若しくは放射性同位体、中性子を吸収又は核反応を起こして生成された放射化物質 (例えばセシウム 137、ヨウ素 131、ストロンチウム 90 など) を指す。

## 放射線

放射性元素の崩壊に伴い放出される粒子線あるいは電磁波のこと。主にアルファ線、ベータ線、ガンマ線の 3 種を指す。

## 放射能

物質から放射線が放出される性質。又は、原子核が崩壊して放射線を出す能力のこと。放射能の単位はベクレル (Bq) であり、1Bq は 1 秒間に 1 個の原子核が崩壊すること。